

経済戦略局（大阪・関西万博時の国際ビジネスにかかる通訳、翻訳及び
国際ビジネス交流業務）会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪・関西万博時の国際ビジネスにかかる通訳、翻訳及び国際ビジネス交流業務を行う会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、次のア～エの要件等を満たす者のうちから、面接並びに実技試験の内容を総合的に勘案して行う。

ア. 英語と日本語の双方において、ネイティブルベル（＊）のコミュニケーション能力を有する者

*「ネイティブルベル」の指標等：

英語：TOBIS（ビジネス通訳検定）2級以上、TOIFL（外国語通訳検定試験）

セミプロフェッショナルレベル以上、TOEIC900点以上、国際連合公用

語英語検定試験特A級、実用英語技能検定1級

日本語：JLPT（日本語能力試験）N1

※語学レベルは実技試験において確認するため、上記の資格等の取得を要件とするものではない。

イ. 大学卒業又は同程度の学力を有する者

ウ. 官公庁、民間企業等において英語を使用した実務経験があることが望ましい（経験がある場合は、採用申込書の「職歴欄」に内容を記載すること。）

エ. 日本語でパソコンソフト（Word、Excelなど）の基本的な操作ができること。

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

（1）会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

「勤務時間」

午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分まで

「休憩時間」

45 分

(2) 海外との時差への対応のため、必要に応じ勤務時間の割振変更を行う場合がある。

5 営利企業への従事制限について

会計年度任用職員は、会計年度任用職員の採用等に関する要綱第 5 条の規定により営利企業へ従事するときは、所属長へ届け、許可を得なければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 18 日から施行する。